

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第8号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「昭和25年法律第261号。」を削り、「第8条第7項」を「第8条第8項」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)